●助成事業の仕組み

●平成27年4月1日以降、新たに助成を受ける方のうち、初めて助成を受ける際の妻の年齢が40歳未満の場合、通算助成回数は9回までとなります。年間助成回数と通算助成期間の制限はありません。 ※平成26年度に妻の年齢が40歳未満で初めて助成を受けた方も同様です。

助成の仕組みが変わります。

平成26年4月 一部施行 平成28年4月 完全施行

- ●平成28年3月31日までは、上記の方を除き、これまでの制度で助成を行います。
 - ・これまで(平成25年度以前)に助成を受けていた方。
- ・平成26年度、平成27年度に初めて助成を受ける40歳以上の方。
- ●平成28年4月1日から、次のとおり対象年齢、助成条件が変わります。
 - ・妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外となります。
 - ・初めて助成を受ける際の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合、通算助成回数は3回まで となります。年間助成回数と通算助成期間の制限はありません。
- ※年齢はいずれも、助成を受ける際の治療期間の初日における年齢で判断します。

対象年齢 年間助成回数			年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間	助成金額			
現行制	度	制限なし	3回まで	15回まで	通算5年	上限20万円/回 治療区分C、Fは			
新制	度	43歳未満	制限なし	初回40歳未満 9回まで 初回40歳以上 3回まで	制限なし	上限10万円/回 (男性不妊治療分は) さらに上限10万円/			

♥不妊とこころの相談センター

子どもがほしいけれども…

不妊に関することで、迷ったり、悩んだり、こころが痛んでしまったときの相談窓口です。 どんなことでもご相談ください。(男女を問いません。)

場 所 〒010-8543 秋田市本道一丁目1-1 秋田大学医学部附属病院 1階 産科婦人科外来内相談担当者 医師・助産師・看護師 臨床心理士(第1・3水曜日の面接相談)

	.==	I = SWeet SS		相	談し			
相談種別	相談内容	相談時間	月	火	水	木 (第5除<)	金	電話番号
	不 妊 ・ 不 育 に 関する検査、治療、	午後1時~3時						面接相談予約専用電話
面接相談 (予約制)	費用等についての 相 談	午後2時~4時						TEL(018)884-6666 電話受付/月~金曜日
	不妊・不育にともなう 心 理 的 な 相 談	午後2時~4時			臨床 心理士 ^(第1·3のみ)			午前9時~午後5時
電話相談 (予約不要)	不妊·不育に関する 相 談 (全般)	正午~午後2時						電話相談専用電話 TEL(018)884-6234 ※相談時間以外は対応できません

- ※相談は無料です。面接相談では、検査や治療は行いませんのでご了承ください。
- ※電話通話料、駐車料金は自己負担となります。
- ※面接相談は、1時間程度で、各曜日とも2組まで相談できます。
- ※面接・電話相談とも土日・祝日および12月29日~1月3日は実施しておりません。

お問い合わせ

秋田県健康福祉部健康推進課 TEL(018)860-1426

申請書ダウンロードなど

美の国 コウノトリ



幸せはこぶコウノトリ(不妊治療総合支援)事業 〈平成27年度版〉

新しい命に、会いたい



● 秋田県の不妊治療支援のご案内 ●

現在、7組から10組に1組のご夫婦が不妊といわれています。こうしたご夫婦の中には、 治療にかかる費用や心理的な面で悩んでいる方々がたくさんいらっしゃいます。

そこで秋田県では、不妊治療の経済的負担を軽減するため、保険外診療である特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要した費用の一部を助成しています。特定不妊治療の一環として行われる「男性不妊治療」も助成対象でありましたが、平成27年度からは、「男性不妊治療」を行った場合には助成額を上乗せします。

★平成28年度から助成制度が変わります。

詳しくは、パンフレット裏面「助成事業の仕組み」もしくは「美の国あきたネット」をご覧ください。

●助成の対象となる治療

指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)が対象となります。 なお、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は助成の対象になりません。 詳しくは、「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」をご覧ください。 [対象外となる費用]入院費用、食事代、文書料など直接治療に関連しないもの。

動成の内容

1組のご夫婦に対し、1年度*1に、1回の治療あたり*220万円(治療区分CとFは10万円)を限度として3回まで助成します。(通算5年、15回まで。)特定不妊治療の一環として男性不妊治療を行った場合、1回の治療あたり、さらに10万円まで助成します。(平成27年4月1日以降に受けた手術が対象)

なお、平成27年4月1日以降、新たに助成を受ける方のうち、初めて助成を受ける際の妻の年齢が40歳 未満の場合、通算助成回数は9回までとなります。年間助成回数と通算助成期間の制限はありません。

- ※1 1年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間です。
- ※2 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさします。

●助成の対象となる方

次の①~④全てに該当する方が対象となります。

- ①治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ②秋田県内(秋田市を除く*1)に住所があること。
- ③夫婦の前年の所得合計額が730万円未満(控除後)※2であること。
- ④指定医療機関での治療であること。

なお、平成28年4月1日以降は、妻の年齢が43歳未満の場合、助成の対象となります。

- ※1 秋田市に住所がある方は、秋田市の制度で助成を受けることができます。
- ※2 所得の範囲・計算方法は、児童手当法施行令第2条および第3条を準用します。

●申請に必要な書類

1	.秋田県特定不妊治療費助成事業申請書(申請者が記力	()
	様式は、秋田県公式Webサイトからダウンロードできます。	。また、申請窓口でも配布しています。

- 2.特定不妊治療費助成事業受診等証明書(指定医療機関の医師が記入) 様式は、秋田県公式Webサイトからダウンロードできます。また、申請窓口でも配布しています。
- 3. 医療機関が発行した領収書 医療機関の処方による保険適用外の薬代も含みます。
- 4.法律上の夫婦であることを証明する書類(戸籍謄本等、婚姻日が確認できるもの) (2回目以降の申請で、住民票に記載されている世帯主の氏名・続柄、戸籍の表示で婚姻関係が確認出来る場合は省略できます。)
- 5. 夫および妻の住民票
- 6. 夫および妻それぞれの所得を証明する、市町村が発行する所得証明書(児童手当用)

平成27年4月、5月の申請:平成26年度所得証明書

平成27年6月~平成28年3月の申請:平成27年度所得証明書

(今年度2回目以降の申請で、1回目の申請が6月以降の場合は省略できます。)

●申請の時期

治療の終了した日の属する 年度の末日(3月31日)まで に申請してください。

※年度の末日までに必要な書類がそろわない場合は、申請窓口にご相談ください。

●申請窓□一覧

県地域振興局福祉環境部で申請の相談、受付を行っています。郵送での提出もできます。

◆受付:月~金曜日 8時30分~17時15分(祝日、12月29日~1月3日を除く)

北秋田地域振興局大館福祉環境部(大館保健所)	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237番地の1	☎0186-52-3952
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部(北秋田保健所)	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	☎0186-62-1166
山本地域振興局福祉環境部(能代保健所)	〒016-0815 能代市御指南町1番10号	☎0185-52-4333
秋田地域振興局福祉環境部(秋田中央保健所)	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172番地の1	☎018-855-5170
由利地域振興局福祉環境部(由利本荘保健所)	〒015-0885 由利本荘市水林408番地	☎0184-22-4122
仙北地域振興局福祉環境部(大仙保健所)	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	☎0187-63-3404
平鹿地域振興局福祉環境部(横手保健所)	〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号	☎0182-32-4006
雄勝地域振興局福祉環境部(湯沢保健所)	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号	☎0183-73-6155

秋田市に住所がある方は、秋田市の制度で助成を受けることができます。申請書や手続等は県と異なりますので、直接秋田市にお問い合わせ下さい。

秋田市子ども未来部子ども健康課(秋田市保健所2階)	〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号	☎018-883-1172
---------------------------	----------------------------	---------------

●指定医療機関 【平成27年3月現在】

医療機関名	体外受精	顕微授精	電話
大館市立総合病院(大館市)			0186-42-5370
秋田大学医学部附属病院(秋田市)			018-834-1111
設楽産婦人科内科クリニック(秋田市)			018-816-0311
清水産婦人科クリニック(秋田市)			018-893-5655
大曲母子医院(大仙市)			0187-63-2288
医療法人聖和会 池田産婦人科クリニック(湯沢市)			0183-73-0100

[※]県外の指定医療機関については、申請窓口までお問い合わせください。

●体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

	治療内容		採卵まで			受精	新鮮胚移植		胚	移 植 凍結胚移植		Ī	妊娠の		
			(自然周期で行う場合もあり)薬品投与(注射)	採卵	採精(夫)※	受精(前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり)薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	妊娠の確認(胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	助成上限額(一回)
	平均所要日数	14日	10⊟	18	18	2~5日	18	10⊟		7~10⊟	1日	10⊟	1日		
А	新鮮胚移植を実施														20 万 円
В	凍結胚移植を実施 [※]														20 万 円
С	以前に凍結した胚を 解凍して胚移植を実施													助成	10万円
D	体調不良等により 移植のめどが立たず治療終了													対象	20 万 円
Е	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの 異常授精等により中止														20 万 円
F	採卵したが卵が得られない、又は 状態のよい卵が得られないため中止														10 万 円
G	卵胞が発育しない、 又は排卵終了のため中止													対	
Н	採卵準備中、 体調不良等により治療中止													対象外	

※採精(夫):特定不妊治療の一環として行う、精巣から精子を採取する手術(TESE)等を含む。 ※B:採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。